令和５年６月１６日～

保護者　様

和歌山市立鳴滝小学校

風水害や地震・津波時における児童の登校と緊急安全措置について（改訂版）

風水害や地震・津波等またはその恐れのある時の児童の登校ならびに緊急安全措置について、次のようにいたしますので、お子様の登校には万全を期してくださいますようお願い申し上げます。

記

《風水害・台風時》

１　朝、和歌山地方（県下全域または和歌山市）に「暴風警報」または「大雨警報」が発表中の場合は、自宅待機をさせてください。この場合、ラジオ・テレビ等の情報に、ご注意ください。

２　**午前８時**現在でも「暴風警報」または「大雨警報」が発表中の場合は、その日は臨時休校となります。従って、**午前８時**以降に警報が解除されても登校させないでください。翌日の学習等については、担任よりぐるりんメールを通じて連絡します。

３　**午前８時**現在までに「暴風警報」および「大雨警報」が解除された場合、児童を登校させてください。しかし、地区により状況が異なる場合がありますので、登校が危険と判断される場合は、自宅待機をさせて学校に電話連絡をしてください。また、危険箇所があればお知らせください。

４　その他の警報または注意報の場合、原則として授業を行います。十分注意して登校させてください。

５　授業中「暴風警報」または「大雨警報」が発表された時は、原則として児童を下校させます。ただし、下校に危険が予想される場合、待機させるなど適切な措置をとります。（『緊急時における学校対応についての調査』にもとづいた対応をとります）

＊午前６時現在で警報が発表中の時、給食の準備ができていませんので、それ以降に警報が解除され登校しても、その日の給食はありません。午前中で授業が終わりますので、ご家庭で昼食の用意をお願いします。

《地震および津波発生時》

１　震度５弱以上の地震が発生し、津波等の危険が予測される場合、臨時休業となります。それにともない学校給食も中止となります。

２　津波警報や大津波警報が発令され、本校が避難所となった場合は臨時休業となります。（臨時休業の場合は、学校よりぐるりんメールを通じて連絡をいたします）

＊臨時休業の場合は、児童は外出しないで家にいるようにしてください。